

クラウド・コンピューティングの利用と 個人情報の取扱いの委託に関する考察

板倉陽一郎^{†1} 寺田麻佑^{‡2}

長年、個人情報保護法はクラウド・コンピューティングの利用が個人情報の取扱いの委託に該当するかという問題について目を背けてきたが、マイナンバー法の本格施行、改正個人情報保護法における越境移転制限・記録義務の導入により正面からの議論が必要となってきた。本稿ではこれまでの議論・学説を整理するとともに、可能な限り諸外国での議論についても触れる。

A Study of the Use of Cloud Computing and Entrustment of Handling of Personal Information

For a long time, Act on the Protection of Personal Information has looked away from a problem of whether or not to use the cloud computing. However, it is now necessary to discuss about the issue from the front because of the actual enforcement of the Act on the Use of Numbers to Identify a Specific Individual in the Administrative Procedure and the revised Act on the Protection of Personal Information that introduces the restriction of cross-border data transfers and record keeping obligation. This article arranges the former arguments and theories in good order, and touches the arguments of foreign countries as much as possible.

YOICHIRO ITAKURA^{†1} MAYU TERADA^{‡2}

1. 問題の所在

クラウド・コンピューティングの利用と個人情報の取扱いの委託の関係については、従来、①クラウド・コンピューティングの利用は第三者提供なのか、委託なのか、②クラウド・コンピューティングの利用は委託なのか、利用者たる個人情報取扱事業者自身の取扱いなのか、③（委託を受けて）クラウド・コンピューティングを提供する事業者（以下、「クラウド事業者」という。）は個人情報取扱事業者にあたるのか、という論点があり、整理されずに論ぜられてきた。後ほど、従来の議論を概観するが、①と②は連続した論点であるが、③は必ずしも①及び②の結論とリンクしない。

本稿で主に問題とするのは②である。つまり、クラウド・コンピューティングの利用が、の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」又は単に「法」という。また、後述する改正個人情報保護法との関係では「現行個人情報保護法」又は「旧法」という。）上の委託（個人情報保護法23条4項1号）に該当するのか、委託にすら該当せず、個人情報取扱事業者自身が取り扱っているだけということになるのか、という問題である。実は、従来は、

委託であろうが、自身の取扱いであろうが、さほど、実務的な取扱いには影響がなかった。それというのも、委託先であれば委託先の監督義務が必要になるが（個人情報保護法22条）、自身の取扱いであっても安全管理措置義務は免れず（個人情報保護法20条）、その内容に大差はないからである。例えば、自社のデータの処理を別の社に頼んでいる場合は明らかに委託であり、この場合、委託先の社の従業員により個人データが盗み出されれば22条の問題であるが、自社の警備を別の社に頼んでいる場合は明らかに「個人データの取扱い」ではないので、（業務委託契約であっても）個人情報保護法上の委託ではない。そして、この場合、警備会社の従業員により個人データが盗み出されれば、20条の問題となる。この場合、22条違反又は20条違反と評価されるか、又は監督権限が行使されるか、については、委託先の選定過程、委託先との契約内容、委託先の監督方法・頻度等の各種要素で判断されるものであって、22条の場合も20条の場合も、劇的に違うというものではない。そもそも、22条は20条の内容を確認したものであるとする説明がなされている[1](pp.102-103), [2](pp.286-287)。行政機関個人情報保護法では、個人情報保護法20条に相当する条項（安全確保措置義務、6条）しか存在していないが、この中には職員等の監督義務と委託先の監督義務が含まれていると解釈されていることも整合的である。

それでは、論ずる意味はどこにあるのか、という問題になるが、この点については、改正前個人情報保護法におい

^{†1} 弁護士・ひかり総合法律事務所
Attorney at Law, Hikari Sogoh Law Offices

^{‡2} 国際基督教大学教養学部准教授
Associate Professor of Law, College of Liberal Arts, International Christian University

ては、実務的な観点からは、率直に、特になかった、というべきであろう。

しかしながら、個人情報保護法の改正法案（第189回国会（常会）に提出された「個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律案」、閣法34、以下「改正法案」といい、改正後の個人情報保護法を「改正個人情報保護法」又は「改正法」という）においては、委託による個人データの提供について、別の効果が付与される。そうすると、委託であるかどうかによって効果が変わるのであるから、俄然、本論点を論ずる意味がある。しかも、実務上も重要な論点になり得る。

以下、詳述していく。

2. 現行個人情報保護法における議論・学説

ここでは、②クラウド・コンピューティングの利用は委託なのか、利用者たる個人情報取扱事業者自身の取扱いなのか、という論点及び、それに関連して、委託に該当した場合の委託先の監督義務の具体的内容につき、従来の議論及び学説を整理する。

2.1 政府見解

2.1.1 総務省『スマート・クラウド研究会報告書—スマート・クラウド戦略—』（2010年5月）[3]

まずは政府見解からということで、総務省が公表している、「スマート・クラウド研究会報告書」での記載をみる。同研究会は、「総務副大臣（情報通信担当）が主宰する本研究会においては、クラウドサービスの普及を図る観点から、これまで計6回の会合を開催し、議論を深めてきた。」（「はじめに」）とするもので、クラウド・コンピューティングの活用に向けた諸課題について広く検討を加えている。もっとも、2010年5月という、比較的早い時期に出されていることには留意しなくてはならない。

クラウド・コンピューティングの利用は委託なのか、という論点についても言及があり、「個人情報保護法は、「個人情報取扱事業者は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けたものに対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。」（同法第22条）とされている。クラウドサービスにおける個人データの管理が上記の規定の「委託」に該当するかどうかについて別途検討することが求められるが、少なくとも企業ユーザが十分な個人情報保護が図られているのかを確認できるよう、公的認証（ISO27001/ISMS、Pマーク17等）の取得の有無などについてモデル契約約款に明記することが適当である。また、個人情報保護法に基づき各業界において規定されている「個人情報保護ガイドライン」について、クラウドサ

ービスの利用を前提とした見直しを進めることが必要である [資料17～18].」(p.25)としている。

要するに、ここでは棚上げとなり、各事業分野のガイドラインにおいて対応されることが期待されたが、実際にはこれに対応した改正がなされることはなかった。

2.1.2 特定個人情報保護委員会「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」及び「（別冊）金融業務における特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」に関するQ&A（平成26年12月11日）（平成27年8月6日更新）[4]

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号、以下「マイナンバー法」という。）は、個人情報保護法の特別法として、個人番号及び、個人番号を含む個人情報である特定個人情報の保護を定めているものである。従って、その概念は基本的に個人情報保護法と共通するものであって、解釈については個人情報保護法の解釈においても参考になる。

さて、マイナンバー法は、委託について、個人情報保護法の特則の条項を備えている。

（再委託）

第十条 個人番号利用事務又は個人番号関係事務（以下「個人番号利用事務等」という。）の全部又は一部の委託を受けた者は、当該個人番号利用事務等の委託をした者の許諾を得た場合に限り、その全部又は一部の再委託をすることができる。

2 前項の規定により個人番号利用事務等の全部又は一部の再委託を受けた者は、個人番号利用事務等の全部又は一部の委託を受けた者とみなして、第二条第十二項及び第十三項、前条第一項から第三項まで並びに前項の規定を適用する。

（委託先の監督）

第十一条 個人番号利用事務等の全部又は一部の委託をする者は、当該委託に係る個人番号利用事務等において取り扱う特定個人情報の安全管理が図られるよう、当該委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

これにより、委託に該当するかどうかによって効果に違いがあることとなった。すなわち、委託に該当するかどうかで、再委託の許諾が必要であるかどうかが変わってくるのである。マイナンバー法10条1項は、解釈上、再々委託等の場合も、元の委託者の許諾が必要であるとされており、クラウド・コンピューティングが委託であるとなった場合の再々委託以上は事実上不可能に近い。このような実務上

の問題点があったからこそ、特定個人情報保護委員会は次のQ&Aを公表した。

「Q3-12 特定個人情報を取り扱う情報システムにクラウドサービス契約のように外部の事業者を活用している場合、番号法上の委託に該当しますか。」

「A3-12 当該事業者が当該契約内容を履行するに当たって個人番号をその内容に含む電子データを取り扱うのかどうかが基準となります。当該事業者が個人番号をその内容に含む電子データを取り扱わない場合には、そもそも、個人番号関係事務又は個人番号利用事務の全部又は一部の委託を受けたとみることはできませんので、番号法上の委託には該当しません。

当該事業者が個人番号をその内容に含む電子データを取り扱わない場合とは、契約条項によって当該事業者が個人番号をその内容に含む電子データを取り扱わない旨が定められており、適切にアクセス制御を行っている場合等が考えられます。（平成27年4月更新・Q9-2に分割）」

「Q3-13 クラウドサービスが番号法上の委託に該当しない場合、クラウドサービスを利用する事業者が、クラウドサービスを提供する事業者に対して監督を行う義務は課されないと考えてよいですか。」

「A3-13 クラウドサービスが番号法上の委託に該当しない場合、委託先の監督義務は課されませんが、クラウドサービスを利用する事業者は、自ら果たすべき安全管理措置の一環として、クラウドサービス事業者内にあるデータについて、適切な安全管理措置を講ずる必要があります。」

まず、Q3-12、A3-12については、政府（特定個人情報保護委員会は独立行政委員会であるが）として初めて、個人番号利用事務又は個人番号関係事務（個人情報保護法における「個人データの取扱い」に対応）の委託についてその具体的な要件を示したものである。ここでは、「個人番号をその内容に含む電子データを取り扱うのかどうか」というメルクマールに対し、その判断要素として、「(a)契約条項によって当該事業者が個人番号をその内容に含む電子データを取り扱わない旨が定められており、(b)適切にアクセス制御を行っている場合(c)等」が挙げられている。

ここで、個人情報保護法における「委託」とは、「委任契約、請負契約といった契約の形態・種類を問わず、個人情報取扱事業者が他の者に個人データの取扱いの全部又は一部を行うよう依頼する契約の一切を含むものである」とされている[5](p.142.)。つまり、「委託」の前提には、何らかの契約があることが含まれており、契約なしに個人データが他者に渡っているような場合には、これを含まない(事実上の委託にも何らかの契約関係は想定できるので、問題になる場面は限られるが、事務管理のような場合であろう

か)。マイナンバー法においても別異に解釈する理由はなく、そうすると、委託契約の内容に電子データの取扱いが含まれるにも拘らず「個人番号をその内容に含む電子データを取り扱わない」を含まないという要件(a)は、合理性を持つ。本来は、この要件だけで足りるのであるが、「適切にアクセス制御を行っている場合」という要件(b)が加わっているのは、要件(a)を事実面から担保しているものといえようか。要件(c)については、どのようなものが「等」に含まれるか、手掛かりがないが、この点については後に述べることとする。

Q3-13、A3-13は、冒頭に整理した、個人情報保護法20条と22条の関係を、公式解釈においても確認しているものである。

2.2 学説

2.2.1 鈴木正朝教授の見解[6]

鈴木正朝教授（新潟大学法学部）は、「①クラウド・コンピューティングの利用は第三者提供なのか、委託なのか」という問いへの回答の形式ではあるが、「クラウドサービスにおけるユーザからベンダへのデータの移行（データベースの移管や日々のデータの送受信等）が委託か第三者提供かという問題があるが、これは基本的に委託である。」(p.148)、「従前のITサービスに比較し、複雑なシステム構成をなしているとはいえ、基本は情報処理の委託(ITアウトソーシング・サービスの一つ)である。当該ITサービス総体の性質として第三者提供となることはあり得ない。」(同)として、委託であることを明言する。なお、鈴木教授は、①の論点の背景として、中間データが契約終了後もクラウド事業者に残存することに着目している。

そして、委託であることを前提に委託先の監督義務について論じているが、「①委託先であるベンダを適切に選定すること、②委託先であるベンダに法20条に基づく安全管理措置を遵守させるために必要な契約を締結すること、③委託先であるベンダにおける委託された個人データの取扱状況を把握すること」という経済産業省ガイドラインの要件を挙げた上で、「ユーザにおいて①委託先の選定は可能であろうが、②委託契約の締結は、基本的にベンダにおいて契約約款が用意されることが多く契約交渉の余地がないケースも少なくない。さらに、③委託先における個人データの取扱状況の把握となると、現実的にはベンダのデータセンターに確認に向くということとはできないものが大半であろう。ヒアリング項目を书面で送り回答を求めるなどの代替的対応を解釈上容認するほかない面もあろう。いずれにせよ、日本国内で日本企業を相手にクラウドサービスを提供する場合は、ベンダ側において、ユーザの法22条対応を支援するスキームを構築して提供すべきである。」(pp.149-150)との問題提起を行っている。

2.2.2 高木篤夫弁護士の見解[7]

高木篤夫弁護士も、「①クラウド・コンピューティングの利用は第三者提供なのか、委託なのか」という論点に関し、まず、第三者提供と委託の関係について、「…こうした委託関係が存する場合は、同法 22 条によって委託先の監督義務が委託元である個人情報取扱事業者に課され、個人データの適正な取扱に関する責任の所在が明確になっていることを担保として「第三者」から除外することとしているものである。」(p.451)「上述の趣旨からクラウドコンピューティングにおいて、サービス事業者のサーバー上に個人情報を置くこととした場合には、第三者提供にはあたらないものというべきである。」(p.452)として、委託に該当することを述べている。

また、委託先の監督義務については、「ユーザがクラウドコンピューティングにおいて個人データを取り扱う場合、同法 23 条(ママ)によってクラウドコンピューティングのサービス事業者に対する監督義務が生じることになり、必要かつ適切な監督をなすべきこととなる。クラウドコンピューティングの事業者は、パブリック・クラウドの場合には統一的な約款によってサービス提供を行うことが多い。そのため、クラウドコンピューティングのサービスの中で個人データが扱われる可能性は容易に推測できるため、クラウド契約の約款中で、個人情報の流出防止をはじめとする保護のための措置が確保されるよう、ユーザとクラウドコンピューティングのサービス事業者間で責任等を明確に定める約款の条項が規定されることが望まれる。現実には SLA の中でサービス事業者の安全管理措置のレベルが明示され、それによってユーザがサービス利用を選択することとなる。また、サービス事業者のサービス内容について、ユーザが管理することはできない。そのため、ユーザとしてはサービス事業者に安全管理措置の実施状況や法令順守状況等を確認し、サービス事業者からの報告書を監査証明付きで取得するなどによりその安全管理措置や法令遵守状況等を確認できるようにしておくことは必要と考えられる。」(pp.452-453)としており、問題意識は鈴木教授と共通しているように思われる。

2.2.3 田中良・森山裕紀子弁護士の見解[8]

田中良・森山裕紀子弁護士も、「①クラウド・コンピューティングの利用は第三者提供なのか、委託なのか」という論点に関し、「企業が、クラウドサービスに情報をアップロードする場合、クラウドサービス事業者自身は、当該データに個人情報が入っていることを認識しておらず、等が個人データについて、独自の利用目的を有していないのが通常である。」(p.52)「その場合、企業がアップロードする行為は、企業からクラウドサービス事業者に対して、企業の利用目的の達成に必要な範囲内で保管等を委託されたものと位置づけることが自然である。」(同)として、委託に

該当すると整理している。

また、委託先の監督義務については、「クラウドサービス事業者は、個別の企業に対して、契約内容を修正してくるということはなかなか難しいのが現状であるため、企業としては、このような契約内容に近い契約条項を提示してくるクラウドサービス事業者を選定するという視点が必要となろう。」(同)との見解を示している。

2.2.4 上沼紫野・岩原将文弁護士の見解[9]

上沼紫野・岩原将文弁護士も、「①クラウド・コンピューティングの利用は第三者提供なのか、委託なのか」という論点に関し、「…クラウドサービスの利用に際しクラウド事業者が個人情報を委託する場合、委託された個人データに関しクラウド事業者は当該データの取扱いにつき委託元の支持に従い、委託元と異なる独自の利用を行わない限りは、本人の同意を必要としない個人データの取扱いの委託と解してよいと考える。」(p.20)として、原則委託に該当すると整理している。

また、委託先の監督義務について、「…上記のユーザーのクラウド事業者に対する義務が具体的に実行可能かであるが、①の委託先の選定は実行可能と考えられる。②の契約内容に関しては、広く事業を行っているクラウド事業者は一律のフォームを用意していることが多く、ユーザーのニーズに応じた契約の変更が難しい場合も多いと考えられる。その場合は、①の委託先の選定の際に考慮することになる。問題は③である。そもそもクラウドコンピューティングの場合、クラウド事業者が複数のユーザーにシステムを提供している場合もあり、ユーザー側でシステムの具体的な内容を明確に把握することが不可能な場合も多い。また、既に述べたとおり、クラウドコンピューティングでは、クラウド事業者側がシステム運用コスト等の面からサーバの所在地を移転することがあり得るし、ネットワークでの分散処理がされている場合など、ユーザー側ではデータの所在すら把握できない場合がある。ユーザーとしては、クラウド事業者における個人データの取扱状況の把握を含め、契約内容を整備し、事業者を選定することが要求されることになる。」(同)としている。

2.2.5 夏井高人教授の見解[10]

夏井高人教授(明治大学法学部)は、クラウドコンピューティングの利用が委託であるか、委託である場合があることを前提に、委託先の監督義務について、「…とりわけ、委託元が統制を全く有しないパブリッククラウドコンピューティングサービス上で業務処理をしてもらうような場合(この場合、委託元である個人情報取扱事業者は、逆に、パブリッククラウドコンピューティングサービスプロバイダの統制に服する従たる立場に立つこととなります。)には、そもそも「監督」が不可能です。」(p.375)「つまり、この

ように統制を欠いているために原始的に監督が不能な場合には、個人情報保護法第22条との関係においては、常に適正とはいえない違法な取扱いをしていることになることとされます。また、パブリッククラウドコンピューティングサービスプロバイダの利用契約は、一般に、パブリッククラウドコンピューティングサービスプロバイダの側で一方的に適用する約款に基づく附合契約（附従契約）となっていることから、委託元のイニシアティブにより契約条件を設定・修正することが全く出来ません。このような環境の下においては、(個別にカスタマイズされた契約を締結することができる例外的な場合を除き) 個々の個人情報取扱事業者の業務処理の態様や個人データの特性等に対応して適切に契約条件を合意することが出来ません。つまり、利用契約という観点からしても、パブリッククラウドコンピューティングサービスを委託先とする場合には、ほぼ常に適正な管理が原始的に不能な場合であるということができると思われます。…(同)として、クラウドコンピューティングの利用自体が委託先の監督義務に反するという極めて厳しい立場を採っている。

2.3 小括

以上みてきたように、「**②クラウド・コンピューティングの利用は委託なのか、利用者たる個人情報取扱事業者自身の取扱いなのか**」という論点について正面から回答しているのは、マイナンバー法に関する特定個人情報保護委員会のQ&Aのみであって、各種学説は「**①クラウド・コンピューティングの利用は第三者提供なのか、委託なのか**」について論じた上で、委託であることを述べている。これは、第三者提供であれば委託と異なり個人情報の本人の同意が必要となるのに対して、冒頭述べたとおり、委託なのか、個人情報取扱事業者自身の取扱いなのか、については適用法条が異なるに過ぎなかった(法22条か20条かの問題)ということに起因しよう。実務的には、本人の同意を得なければならないかは極めて重要な問題である。

他方、クラウドコンピューティングの利用については委託先の監督義務については、原始的に不能であるという夏井教授の見解、委託先における個人データの取扱いの把握について代替的対応を提案する鈴木教授、高木弁護士の見解、契約による担保を提案する田中弁護士ら、上沼弁護士らの見解が存在している。理論的に一貫するのは夏井教授の見解であるが、大量のデータを取り扱う場合に、大手クラウド事業者以上の安全管理措置を自前で用意することの困難性を考えると、クラウドコンピューティングの利用が一律に委託先の監督義務違反であると言い切ることも躊躇がある(そのような事業者は大量のデータを取り扱うべきではないという価値判断はあり得なくはないが、今から全面的に禁止することはハレーションが大きすぎ、また、競争政策としても問題があらう)。解決方法の一端について

は後の私見で述べる。

3. 改正個人情報保護法における問題点及び私見

3.1 改正個人情報保護法における問題点

さて、改正個人情報保護法24条(外国にある第三者への提供の制限)における提供は委託に伴う提供を排除しておらず、改正個人情報保護法25条の記録作成義務は、同24条における委託に伴う提供を排除していないので(25条1項)、国外のサーバを用いるクラウド事業者と契約してクラウドサーバを個人情報の取扱いに利用する場合、個人情報取扱事業者は、①改正個人情報保護法24条の例外要件(同等性認定、規準適合体制、本人の外国提供同意)を満たしているかどうか、②改正個人情報保護法25条の記録義務を果たすための機能(ログ管理等)を備えているかどうか、について常に配慮する必要がある。ログ管理機能は提供側において備えていれば不要であるが、複数環境からクラウド・コンピューティングサーバにアクセスする場合は、クラウド側にログ管理機能がなければ記録義務は事実上果たせない。

このような義務が導入されることにより、「**②クラウド・コンピューティングの利用は委託なのか、利用者たる個人情報取扱事業者自身の取扱いなのか**」という論点が極めて重大な意味を持つてくる。個人情報取扱事業者自身の取扱いであれば、改正個人情報保護法24条の、外国にある第三者への提供の制限に関する規制は適用されず、同25条の記録作成義務も適用の余地がないのである。

3.2 私見

かくして、「**②クラウド・コンピューティングの利用は委託なのか、利用者たる個人情報取扱事業者自身の取扱いなのか**」を個人情報保護法でも正面から論じなければならないが、どう考えるか。まずは、条文の文言であろう。ここでの委託は、「個人データの取扱いの」委託である。「取扱い」に何が含まれるか、ということになる。田中弁護士らが指摘しているように、クラウド・コンピューティングの利用は「保管等」である。クラウド事業者が会計サービスを提供しているような場合、グループウェアを提供しているような場合(SaaS)、当然に、その処理の容易化を伴っており、これが「個人データの取扱い」に該当することは争いがあるまい。問題は、個人データの内容にかかわらずクラウド・コンピューティングサービス(PaaS, IaaS)が「取扱い」に含まれるかである。「取扱い」について個人情報保護法は定義を持たないが、個人情報保護法が行政法規であること、個人情報取扱事業者が取得、利用後、廃棄するまで保管している間にも当然に個人情報取扱事業者としての義務が掛かることに鑑みても、ここに主観的な要素

や、制限を加える事は妥当ではあるまい。また、クラウド事業者において個人データの利用を感知しているかどうか、判断に加えるべきではあるまい。クラウド・コンピューティングの利用の現状に鑑みれば、クラウド事業者における、利用者が個人データをクラウド・コンピューティングの利用から排除しているという期待を保護することは非現実的である。かくして、クラウド・コンピューティングの利用は、単なる保管であっても、原則としてクラウド事業者に対する個人データの取扱いの委任であると解すべきであろう。

他方で、「委託」が契約概念による以上、契約から明示的にこれを取り除いた場合には、「個人データの取扱い」が委託されているとはいえないであろう。すなわち、特定個人情報保護委員会が示している「契約条項によって当該事業者が個人番号をその内容に含む電子データを取り扱わない旨が定められて（いる場合）（要件(a)）」を、個人情報保護法に置き換え、「契約条項によって当該事業者が個人データをその内容に含む電子データを取り扱わない旨が定められて（いる場合）」には、クラウド・コンピューティングの利用であっても個人情報取扱事業者自身の取扱いであると解して良いものと思われる。ここで、「適切にアクセス制御を行っている場合（要件(b))」「等（要件(c)）」は、いずれも要件(a)の評価根拠事実であって、別の要件と解すべきではないだろう。要件(a)が満たされているにもかかわらず要件(b)が満たされていない状況は、単に事務管理により個人データがクラウド事業者に取り扱われて「しまっている」状況に過ぎない。

従って、私見としては、「契約条項によって当該事業者が個人データをその内容に含む電子データを取り扱わない旨が定められて」いるかどうかのみで判断すればよいものと解する。

このような私見に対しては、クラウド事業者にそのような契約条項を飲ませることは事実上不可能である、不可能な場合、委託と評価されてしまうが、委託先の監督義務については（前述の学説でみたとおり）、担保が困難であるとの批判が存しよう。しかしながら、「延びた手」について責任を負うのは、民法715条にもあるように、法領域一般で認められた法理であって、クラウド・コンピューティングの利用であっても、変わりはない。立法措置なしに現状を追認して法的安定性を損なうのは本末転倒である。また、クラウド事業者の支配力をあまりに肯定的に評価し過ぎであろう。

クラウド事業者は、このような条項を入れることも入れないことも自由である。入れないことで、我が国のクラウド・コンピューティングの利用から排除されるとなれば入れるであろうし、そうでなければ蔑ろにし続けるのみであろう。法令上の義務について利用者が交渉できないとすれば、法執行に責任をもつ個人情報保護委員会が、クラウド

事業者と調整することも必要になってくるであろう。利用者に無理を強いるのは、法秩序を確保する方法として正しくない。

かくして、ことは個人情報保護法の監督・執行の方法にまで及ぶ。改正個人情報保護法下での個人情報保護委員会の活動に期待することとなるが、過剰な期待ではあるまい。

4. 諸外国での議論

諸外国での議論が参考になるのであれば、ここで広く比較法的考察を加える事が有用であろうが、第三者提供・委託・個人情報取扱事業者自身の取扱い、というグラデュエーションは我が国特有である。比較法的には、データ管理者（Data Controller）とデータ処理者（Data Possessor）にそれぞれ義務を負わせる体系が一般的であり、例えば、EUの29条作業部会は、クラウド・コンピューティングの利用とこれらの区分について、以下の様な見解を示している[11]。

The cloud provider is the entity that provides the cloud computing services in the various forms discussed above. When the cloud provider supplies the means and the platform, acting on behalf of the cloud client, the cloud provider is considered as a data processor i.e., according to Directive 95/46/EC “the natural or legal person, public authority, agency or any other body that alone or jointly with others, processes personal data on behalf of the controller”.

体系の違いはあるものの、「取扱い」に、主観的態様、認知の有無を問わず保管を含める私見とは整合的であると評価することができよう。

5. おわりに

以上、「**②クラウド・コンピューティングの利用は委託なのか、利用者たる個人情報取扱事業者自身の取扱いなのか**」という論点については、「契約条項によって当該事業者が個人データをその内容に含む電子データを取り扱わない旨が定められて」いるかどうかのみで判断すればよいとの議論を展開し、その担保については個人情報保護委員会とクラウド事業者の交渉が必要なことも示唆した。大手クラウド事業者は、他の分野でも支配的な力を有するOTT[12]と重なる。個人情報保護委員会と、インターネット上で支配的な力を有するOTTとの交渉が必要な場面は、本論点に限らない。既に、EUの29条作業部会や米国の連邦取引委員会は、OTTらとの交渉を日常的に行っている。我が国でも、そのような調整が当然にならなければ、個人情報保護法秩序が守られることは期待できない。

参考文献

- [1] 宇賀克也『個人情報保護法の逐条解説[第4版]』(有斐閣, 2013年)
- [2] 右崎正博他編『新基本法コンメンタール 情報公開法・個人情報保護法・公文書管理法』(日本評論社, 2013年)
- [3] 『スマート・クラウド研究会報告書—スマート・クラウド戦略—』(2010年5月)
- [4] <http://www.ppc.go.jp/legal/policy/faq/>
- [5] 園部逸夫編『個人情報保護法の解説<<改訂版>>』(ぎょうせい, 2005年)
- [6] 鈴木正朝「個人情報保護法制とクラウド」岡村久道編『クラウドコンピューティングの法律』(民事法研究会, 2012年)第5章
- [7] 高木篤夫「コミュニティビジネス」松本恒雄他編『電子商取引法』(勁草書房, 2013年)第13章
- [8] 田中良・森山裕紀子「クラウドサービスの利用と本人の同意」第二東京弁護士会編『ソーシャルメディア時代の個人情報保護 Q&A』(日本評論社, 2012年)Q3
- [9] 上沼紫野・岩原将文「クラウドコンピューティングサービスの提供に関わる問題点」一般財団法人ソフトウェア情報センター編『クラウドビジネスと法』(第一法規, 2012年)1章
- [10] 夏井高人「IT社会のプライバシー, 個人情報保護」夏井高人監修『ITビジネス法入門』(TAC出版, 2010年)第4章
- [11] Article 29 Working Party, Opinion 05/2012 on Cloud Computing, 01037/12/EN, WP 196, July 1st 2012.
- [12] Over-The-Top. 通信事業者やプロバイダーなど, 通信網の基盤を提供する企業とは無関係に, 大容量コンテンツやサービスを提供すること. また, その事業者. 『大辞泉』(小学館, 2015年)